

当社における「女性の活躍を推進するための行動計画」

この行動計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、当社において女性の活躍を推進する取組を定めたものです。

女性活躍推進法は、我が国が急速な人口減少局面に差しかかり、将来の労働力不足が懸念される中で、男女の人権を尊重し、国民のニーズの多様化やグローバル化に対応するため、女性の活躍の推進が重要と考えられることから、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するために、国、地方公共団体、民間企業が一体となって対策を進めるために施行された法律です。

当社におきましては、女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定し、女性の活躍推進に取り組んでまいります。

- 1 . 計画期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日(5 年間)
- 2 . 当社の課題：管理職に占める女性割合が低い。
- 3 . 目 標

管理職(課長補佐級を含む)に占める女性の割合を、平成 27 年 4 月 1 日比 3 倍以上とする。

- 4 . 取組内容及び実施時期

取組 1：女性職員を対象としたキャリア意識の醸成等を目的とした研修の実施

H28 年 4 月～ 研修内容の検討及び研修の実施

取組 2：女性職員の回収部署への積極的な配属

H28 年 4 月～ 配属の実施及び定期的なフォローアップ

以上